

発注情報詳細等

件名「令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託」

(令和4年2月28日公表分)

横浜市教育委員会事務局
学校教育企画部学校支援・地域連携課

目次

	ページ
令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託入札について・・・	1
発注情報詳細（物品・委託等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
設計書・仕様書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
公募型指名競争入札参加意向申出書（記入例有）・・・・・・・・・・	20
委託業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
入札書（記入例有）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
委託契約約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託入札について

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

1 競争入札に付する事項

別段設計図書のとおり

2 設計図書(仕様書)等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書（仕様書）等に質問があり、回答を求める場合には、令和4年3月8日（火）午後1時（必着）までに、別紙「質問書」様式を学校支援・地域連携課に提出してください。提出方法は、Eメールによることとします。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

Eメール：ky-gakkoushien@city.yokohama.jp

(3) 回答

令和4年3月15日（火）午後5時までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付いたしませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、入札参加者が別紙「入札(見積)書」様式を入札時に直接投函して行います。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、「入札(見積)書」は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内で合意した場合に随意契約を行うことにします。

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による公募型指名競争入札		
件名	令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託		
納入／履行場所	横浜市立子安小学校プール		
納入／履行期間等	契約締結日から令和4年9月26日まで		
入札参加資格	種目	その他の委託等	
	所在地区分	市内、準市内	
	企業規模区分	中小企業、大企業、その他	
	その他	<p>①横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において所在地区分が「市内」又は「準市内」であり、登録種目の順位2位までに「その他の委託等」で「プール」を含む業務、かつ営業許・認可に「警備業認定」を登録している者であること。</p> <p>③入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>④当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を有するものであること。</p> <p>⑤過去3か年でプールの監視業務において、受託者の責に帰すべき事由により、重篤な人身事故を起こしていない者であること。</p>	
提出書類	<p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②委託業務経歴書</p> <p>③誓約書</p> <p>④警備業の認定書及び警備員指導教育責任者資格者証の写し</p>		
設計図書	3～18ページ参照		
入札参加申込締切日時	令和4年3月22日 午後5時00分（郵送または持参による）		
指名・非指名通知日	令和4年3月28日（普通郵便により発送）		
質疑締切日時	令和4年3月8日 午後1時00分	回答期限日時	令和4年3月15日 午後5時00分 (回答内容はホームページに掲載)
入札及び開札日時	令和4年4月4日 午前11時00分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所18階共用会議室 さくら16		
支払い条件	前金払	しない	部分払 する
注意事項	この契約は、令和4年度横浜市各会計予算が令和4年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。		
発注担当課	教育委員会事務局学校支援・地域連携課 電話：045-671-3278 E-mail: ky-gakkoushien@city.yokohama.jp ホームページ：横浜市教育委員会事務局（委託）入札情報のページ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/itaku/kyoiku/		
契約事務担当課	教育委員会事務局学校支援・地域連携課 電話：045-671-3278		

令和4年度 一般会計 歳出 第15款6項1目12節(1) 委託料(費用)

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当	教育委員会事務局学校支援・地域連携課
	—		ふりがな	ふかせ かずみ
			担当者名	深瀬 和巳
			電話	045-671-3278

設 計 書

- 1 委 託 名 令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託
- 2 履 行 場 所 横浜市立子安小学校プール
- 3 履 行 期 間 期間 契約締結日から令和4年9月26日まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 別添仕様書のとおり

8 部分払

する(2回以内)

しない

部分払いの基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
プール運営業務等	6、7月	1	式		
プール運営業務等	8、9月	1	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

<p>委 託 代 金 額 ¥</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/>								
<p>内 訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding-left: 20px;">業 務 価 格</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">¥</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr style="border-top: 1px dotted black;"/></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消費税及び地方消費税相当額</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">¥</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr style="border-top: 1px dotted black;"/></td> </tr> </table>	業 務 価 格	¥	<hr style="border-top: 1px dotted black;"/>		消費税及び地方消費税相当額	¥	<hr style="border-top: 1px dotted black;"/>	
業 務 価 格	¥							
<hr style="border-top: 1px dotted black;"/>								
消費税及び地方消費税相当額	¥							
<hr style="border-top: 1px dotted black;"/>								

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託						
1 従事者人件費						
(1) 管理責任者		1	式			
(2) 副管理責任者		1	式			
(3) 監視員及び受付員		1	式			
(4) 指導員		1	式			
2 従事者研修費		1	式			
3 従事者ユニフォーム		1	式			
4 損害賠償責任保険		1	式			
5 ホームページの開設 及び運営		1	式			
6 廃棄物処理		1	式			
7 消耗品費						
(1) 塩素消毒剤		1	式			
(2) ろ過助剤		1	式			
(3) 水質検査器及び試薬		1	式			
(4) 衛生消耗品		1	式			
(5) 清掃用具		1	式			
(6) 救急医薬品		1	式			
(7) 事務用品		1	式			
8 事務連絡費		1	式			
合計						1～8
消費税及び 地方消費税相当額						
委託代金額						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、横浜市立子安小学校プールの開場期間中、プール利用者が安心・安全に利用できることを目的として、委託業務の内容及び履行方法等の仕様を定める。

2 履行内容

- (1) 横浜市立子安小学校プールの運営（学校利用日、市民利用日）に関すること。
- (2) 市民利用日における使用料の収納事務に関すること。
- (3) 市民利用日におけるワンポイントレッスンの実施に関すること。

3 履行場所

横浜市立子安小学校プール（所在地：横浜市神奈川区新子安一丁目 36-1）

【施設概要】

・屋内運動場棟内施設

1階：受付、更衣室、トイレ、倉庫

2階：事務室、倉庫

3階（屋上）：プール、監視員室、機械室、トイレ、倉庫

・プール規模

25mプール（25m×8.4m）及び一部水深を浅くした低学年プール区画（10m×4m）

4 履行期間

契約締結日から令和4年9月26日まで

5 完了報告

完了報告は2回（6、7月分と8、9月分）に分けて行うこととし、業務報告に関する書類を速やかに発注者へ提出すること。

6 委託料の支払方法

部分払い（2回以内）

受注者は、発注者の履行確認を終えたのち適正な請求書を提出する。発注者は、受注者からの適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 費用負担

(1) 受託者の負担

ア 従事者の人件費

イ 従事者の研修等に係る費用

ウ 従事者のユニフォーム

エ 損害賠償責任保険

オ ホームページの開設及び運営に係る費用

カ 施設内で発生した廃棄物の処分

キ 塩素消毒剤（市民利用日分のみ、発注者が指定するもの）、中和剤

ク 残留塩素濃度及び水素イオン濃度（pH）の測定器、試薬

ケ ろ過助剤（珪藻土）

- コ 衛生消耗品（トイレトペーパー、下足用ビニール袋、足ふきタオル等）
- サ 清掃用具（モップ、雑巾等）
- シ 救急医薬品（消毒液、絆創膏、ガーゼ、救護用毛布等）
- ス 事務用品（筆記用具、ファイル等）

(2) 発注者の負担

- ア 光熱水費
- イ 電話代（監視員室固定電話に係るもの）
- ウ 定期的な水質検査に係る費用
- エ 自動体外式除細動器（AED）
- オ 施設内備品（机・椅子等）、救護用備品（ベッド、担架）、熱中症対策用大型テント、更衣室換気用サーキュレーター等
- カ 新型コロナウイルス感染症対策消耗品（非接触体温計、手指用消毒液、施設用洗剤、施設用消毒液等）
- キ その他物品（コースロープ、ビート板、浮き輪、空気入れ、ラッシュガード等）

8 賠償責任等

- (1) 委託業務遂行中に、受注者の責に帰すべき事由により施設・設備等を滅失し、もしくはき損したときは、受注者の費用と責任において原状に復すること。
- (2) 受注者の責に帰すべき事由により発注者又は利用者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償するため、施設賠償責任保険（対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする）に加入すること。

9 個人情報の取り扱い

この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 法令等の遵守

- (1) 委託業務の実施にあたっては、次の関連法令等を遵守すること。
 - ア 警備業法
 - イ 神奈川県海水浴場等に関する条例、同施行規則
 - ウ プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省・国土交通省）
 - エ 遊泳用プールの衛生基準（平成19年5月28日厚生労働省）
 - オ 横浜市立子安小学校プール使用料条例
 - カ 横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則
 - キ 横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する要綱
 - ク 横浜市プール事故防止標準マニュアル（平成18年9月横浜市）
 - ケ 学校保健安全法、同施行規則
 - コ 学校環境衛生基準（平成21年3月31日文部科学省告示）
 - サ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則
 - シ 横浜市暴力団排除条例
 - ス 障害を理由とする差別解消の推進に関する法律
 - セ 労働関係法令
 - ソ その他関係する法令等
- (2) 契約期間中に前項に規定する法令等に改正等があった場合は、改正等された内容を本契約の仕様とする。

11 委託業務の処理

受注者は、委託業務について、発注者の指示を遵守し、善良な管理者の注意をもって、業務を完遂しなければならない。

12 検査及び改善

- (1) 発注者は、必要と認めるときは、受注者の委託業務の処理状況を検査し、又は、受注者に対し必要な資料等の提出を求めることができる。
- (2) 前項の規定により必要がある場合は、発注者は受注者に改善を求めることができる。

13 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務体制

1 受託者の資格

受注者は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けた警備業者であること。

2 従事者の配置

(1) 配置基準

受注者は、委託業務遂行のため、管理責任者、副管理責任者各1名を選任するとともに、プールの開場日には次の基準で従事者を配置すること。なお、ワンポイントレッスン実施時には、別に指導員を配置すること。

【学校利用日】	【市民利用日】
管理責任者又は副管理責任者 1ポスト	
監視員（清掃及び点検含む） 1ポスト	監視員（巡回監視、清掃及び点検含む） 5ポスト
	受付員 3ポスト

(2) 配置の際の留意点

- ア 開場日には、管理責任者又は副管理責任者を必ず配置すること。
- イ 開場時間中に従事者を交代する場合は、その配置場所で交代し空白が生じないように行うこと。
- ウ 更衣室、トイレ等での緊急事態に対応するため、常時男女の従事者を配置すること。

3 従事時間

(1) 学校利用日

午前8時00分から午後2時00分まで

(2) 市民利用日

午前8時30分から午後6時30分まで

ただし、9月中は、午前8時30分から午後5時30分まで

4 従事者の資格

- (1) 従事者は、警備業法に定められた警備員であり、同法が規定する教育を受けた者でなければならない。ただし、受付員としてのみ配置される者についてはこの限りでない。
- (2) 管理責任者及び副管理責任者は、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であり、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得

していること。

- (3) 監視員は、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましい。

5 管理責任者及び副管理責任者の職務

(1) 管理責任者

プールにおける安全で衛生的な管理及び運営のため、次の業務を行うこと。

ア 監視員、受付員及びその他関係者の業務の総括及び適切な指導を行うとともに、これらの者の健康状態を確認し、発熱がある等、勤務させるべきではない場合は、速やかに交替要員の手配を行うこと。また、日頃からマスクの着用や手指消毒を適切に行う等新型コロナウイルス感染症予防に努めるよう指導を行うこと。

イ ろ過機、滅菌器の操作調整等により、水質管理を行うこと。

ウ 施設内の疾病予防、事故防止及び事故が発生した際の救護等について、適切な措置を講ずること。

エ 管理日誌を作成し、気温、水温、水質検査の結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。

(2) 副管理責任者

管理責任者を補佐するとともに、管理責任者が不在の場合には、管理責任者の職務を代行する。

第3章 委託業務

1 プールの開場期間

令和4年6月10日から令和4年9月13日まで

※学校利用（46日間予定）、市民利用（47日間予定）の日程は別途連絡する。

2 プールの開場時間

(1) 学校利用日

原則、午前8時50分から午後0時15分まで

※授業の実施状況等により変更あり

(2) 市民利用日

午前9時から午後6時まで（受付は午後5時30分まで）

ただし、9月中は、午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）とする。

3 開場期間前の業務

(1) 管理総括業務

ア 必要な人員を確保し、配置計画を立てること。

イ 従事者に対し安全管理に関する講習、緊急事態の発生を想定した実地訓練、接遇研修などを実施すること。自動体外式除細動器（AED）の取扱いに関する研修を行うこと。

ウ 業務内容や緊急時の対応等を定めた安全管理マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図ること。

エ 地震、風水害その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合の対応について、発注者と協議の上、発注者が作成した防災計画に基づき防災体制を整備すること。

オ ホームページを開設し、市民利用日に関する情報を発信すること。又、問合せに対応すること。

(2) プールの開場準備

ア 開場に必要準備（消耗品や薬剤等物品の購入、案内表示等の掲示等）を行うこと。

- イ プールサイド、更衣室、トイレ等の点検・清掃を行うこと。清掃の際は不特定多数の者が触れる箇所について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に洗剤による洗浄や消毒作業を行うこと。
- ウ プールの水を抜き、漕内の清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検を確実にすること。特に排（環）水口については、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ・ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合にはただちに発注者に報告すること。
- エ 可能な範囲で熱中症対策用品の設置や準備を行うこと。

4 開場期間中の業務

(1) 学校利用日、市民利用日共通の業務

ア 清掃及び点検

- (ア) 施設内の安全・清潔を常に保つよう清掃を行うとともに、不特定多数の者が触れる箇所について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に適宜洗剤による洗浄や消毒作業を行うこと。更衣室については、適宜ドアを開放する等換気を行うこと。
- (イ) プール漕内は、開場時間までに水面と水中の浮遊物等（落ち葉、虫、砂）を水中ロボット、虫取り網、オーバーフロー等で除去し、プール底部についても異物がないか潜って確認すること。休憩時間（学校利用日については休み時間）ごとにも適宜行うこと。
- (ウ) プールサイドは開場時間までに掃き掃除を行い小石等を除去すること。又滑りやすい場所がないか適宜確認すること。気温上昇時には水打ちを行うなどしてやけどや気温上昇を防ぐこと。足洗い場、流し場（水飲み、眼洗い）も適宜掃除するとともに、不特定多数の者が触れる箇所について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に適宜洗剤による洗浄や消毒作業を行うこと。
- (エ) 階段、廊下、E Vは適宜拭き掃除を行うとともに、不特定多数の者が触れる箇所について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に適宜消毒作業を行うこと。
- (オ) トイレは適宜水洗い、拭き掃除を行うとともに、不特定多数の者が触れる箇所について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に適宜洗剤による洗浄や消毒作業を行い、毎日閉場後に便器と手洗い場の清掃を行うこと。
- (カ) 排（環）水口については、開場前、閉場後及び休憩時間（学校利用日については休み時間ごと）に、目視、触診及び打診により点検を行うこと。
- (キ) 閉場時には以下の項目を確認すること。
 - a 施設内を巡回し利用者全員の退場を確認
 - b 照明・電気器具類の消灯を確認
 - c 火気の点検
 - d 空調機器類の停止を確認
 - e 各閉口部の施錠を確認
 - f 熱中症対策用テントが折りたたみ、横にした状態になっていることを確認。

イ ろ過機の維持管理

- (ア) プール開場期間中の日常点検、逆洗・洗浄等の維持管理（修繕は除く。）は受注者の責任で行うこと。
- (イ) 水質維持のため、必要に応じてろ過膜洗浄及びプレコートを行うこと。

ウ 水の使用

- (ア) ろ過機の故障等により水質の改善が困難な場合のみプール水の入れ替えを行うこととし、原則として水を循環しながら使用すること。水の入れ替えを要する場合には速やかに発注者に連絡すること。

- (イ) 水の補給にあたっては、水資源の有効活用にも留意して行うこと。
- (ウ) 開場時間前と閉場後に量水器メーターにて使用水量を確認し、異変が生じた場合には速やかに発注者へ報告すること。

エ 廃棄物の処理

- (ア) 施設内で発生したゴミは分別収集し、適切に処分すること。
- (イ) 産業廃棄物に指定されているゴミが発生した場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理すること。

オ 物品の管理

- (ア) 発注者及び学校の所有する備品、消耗品を適切に管理すること。又利用者に貸し出しを行うこと。返却された備品、消耗品について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に適宜洗剤による洗浄や消毒作業を行うこと。
- (イ) 熱中症対策用テントの設置及びミストホースの設置・運転をすること。但し、テントについては強風により危険と判断される場合等は適宜撤収すること。また、閉場時には折り畳み、横に倒しておくこと。
- (ウ) 物品の整理整頓、日常点検を行い、不足がないようにすること。

カ 問合せ対応

市民利用に関する問合せに対応すること。

(2) 学校利用日に係る業務

ア 水質管理

- (ア) ろ過機の運転調整を行うこと。
- (イ) 水素イオン濃度 (pH) は授業開始前に1回、遊離残留塩素濃度、透明度、水温及び気温の測定は授業開始前及び1時間ごとに行い、管理日誌(学校利用日用)に記録すること。不適値の場合は速やかにかつ適切に措置すること。なお、遊離残留塩素濃度の測定は、25mプール内3か所(対角線上におけるほぼ等間隔の位置)及び低学年用プール1か所(中央)で取水すること。水温の測定も25mプール及び低学年用プールで行うこと。
- (ウ) 水位を学年により調整すること。低学年及び中学年は授業開始前に水位を下げ、高学年は授業開始前に水位を上げておくこと。児童の入水中はプール槽への注排水は行わないこと。

イ 監視及び救護補助

- (ア) 児童が快適、安全に水泳学習が行えるように、シャワー、プールサイド、水面の監視補助を行うこと。
- (イ) 施設内で傷病者が発生した場合は、傷病者の救護活動の補助にあたること。

ウ 学校との連絡調整

(3) 市民利用日に係る業務

ア プールの開場・閉場

- (ア) プールの開場時間前に、施設内を点検し、安全が確保できているか必ず確認すること。
- (イ) 水温、遊離残留塩素濃度、水素イオン濃度 (pH) 等について確認し、遊泳に適していることを確認の上開場すること。
- (ウ) 段差スロープ、背泳用標識フラッグを発注者が指定する場所に設置すること。
- (エ) 異常があった場合は迅速かつ的確に対応し、必要に応じて発注者に報告すること。この場合、利用者の安全が確保できるまで開場しないこと。
- (オ) 次の場合には、プールの休場、途中閉場又は中断をすること。
 - a 天候が不順である場合。
 - B プールの水温が22℃未満、水温と気温の合計が48℃未満の場合又は気温が水温よりも低い場合。

- c 光化学スモッグ警報が発令された場合。
- d その他、管理上開場することが不相当と認められる場合。

(カ) 上記の決定をした場合には、ホームページへの掲載及び施設入り口など来場者がわかりやすい場所にその旨を明記した掲示を行うこと。又、発注者へ連絡すること。

イ 受付業務

- (ア) 施設入り口において、プール利用者の受付、案内を行うこと。受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員と利用者との間を遮断すること。受付の際には、他の利用者とは可能な限り間隔を空けるよう指導すること（目安1m）。利用者が発熱をしていないかを確認し、発熱している場合や、咳や呼吸の様子に異常がある場合は入場させないこと。また、利用者に対し、マスクの着用、手指消毒を行うように促し、施設内は水分補給以外の飲食不可であることを伝えること。
- (イ) 利用者に感染者が発見された場合に備え、利用者氏名、利用日時、電話番号を記録すること。
作成した名簿については、個人情報保護の観点から適切に取り扱うこと。
- (ウ) 利用者から使用料を収納し、プール使用券を渡すこと。その際に、利用終了時刻を伝え、プール使用券には発行時間及び終了時間を記入してから渡すこと。
- (エ) 利用者数を常に把握し、予め発注者から指示のあった人数を超えないように管理すること。その際、更衣室内の人数が密集・密接の状態にならないように配慮しつつ管理すること。施設内に入場できない人数の利用者が来場した場合は、整理券を配布するなどの対策を行い、混乱を来さないようにすること。
- (オ) 自転車で来場した利用者に対し、指定の場所に駐輪するよう案内するとともに整理整頓すること。

ウ 水質管理

- (ア) ろ過機の運転調整を行うこと。
- (イ) 遊離残留塩素濃度、水温、気温の測定は休憩時間ごとに行い、管理日誌（市民利用日用）に記録すること。不適値の場合は速やかにかつ適切に措置すること。なお、遊離残留塩素濃度の測定は、25mプール内3か所（対角線上におけるほぼ等間隔の位置）及び低学年用プール1か所（中央）で取水すること。水温の測定も25mプール及び低学年用プールで行うこと。
- (ウ) プール水は適宜給水し、水位を維持すること。

エ 監視及び救護

- (ア) 利用者が快適、安全に遊泳できるように水面監視を行うこと。
- (イ) 25mプールに常時2名、低学年用プール区画に常時1名及び25mプールと低学年用プール区画の接続部分に常時1名の監視員を配置し、監視を行うこと。
- (ウ) 施設内での事故や盗難を防止するため、定期的に更衣室、トイレ、階段、E V等施設内の巡回監視を行うこと。
- (エ) 施設内で傷病者が発生した場合は、傷病者を救助し、安全な場所へ確保し適切な応急手当を行うこと。必要に応じて救急車を要請し、病院に搬送する等の処置を取ること。

オ 利用者指導

- (ア) 施設内での事故防止及び迷惑行為防止のため、利用者に対し、注意すべき事項や禁止事項を周知するとともに、違反者に対し適切な指導を行うこと。
- (イ) 入場者数が予め発注者から指示のあった人数を超える場合には、施設内の安全や衛生が損なわれる恐れがあるため、利用者に対し利用の制限について説明すること。

カ 事故、災害対策

- (ア) 事故の防止
 - a 事故防止のため、毎時50分から10分間を休憩時間とし、休憩時間中は利用者全員をプールサイドにあがらせること。その際は会話を控え、利用者同士が密着しないように指導す

ること。熱中症予防の観点から利用者に日影への移動の指導を行うこと。

- b 水面監視、施設内の巡回監視、排（環）水口等の危険箇所の確認や利用者の健康管理、水質管理を徹底すること。
- c 適切な利用者指導を行うこと。

(イ) 事故発生時の対応

- a 傷病者が発生した場合には、ただちに救助にあたり、応急措置、救急要請等を適切に行うこと。
- b 事故の状況を把握し、関係機関への速やかな報告と初期対応を行う。
- c 事故については、直ちに発注者に報告すること。又、事故発生の原因、程度等について「事故報告書」に詳しく記入し速やかに発注者に提出すること。

(ウ) 発災時の対応

従事者が協力して利用者全員の安全を図り、発注者が作成した防災計画に基づき避難誘導すること。

(エ) その他

- a 天候等の情報収集を行い、必要に応じプール利用者に伝達すること。
- b 高温注意情報が発表された時及びプールサイドにおいて暑さ指数(WBGT)が31℃を超えた時は、プール利用者に熱中症等への注意喚起を行うこと。
- c 雷注意報が発表された時は、プール利用者に落雷や雹への注意喚起を行うほか、状況に応じて屋内への退去等の安全確保を行うこと。
- d 光化学スモック注意報が発表された時は、プール利用者に注意喚起すること。
- e 光化学スモック警報が発令された時は、プール利用者に警告し、臨時閉場とすること。

キ 遺失物の取扱い

- (ア) 遺失物を発見した場合には、発見日時、場所等を拾得物管理台帳に記録し、保管すること。現金・貴金属等の貴重品類については、金庫保管をすること。
- (イ) 遺失者が現れた場合は、本人確認のうえ返還すること。
- (ウ) 遺失者が現れない場合、現金・貴金属等の貴重品類については発見後2日以内に、その他の遺失物については、開場期間終了後速やかに発注者へ引き渡すこと。

ク 苦情対応

利用者から苦情が寄せられた場合は、適切かつ迅速に処理すること。対応を検討すべきものであった場合には、発注者に連絡し指示を受けること。又、「苦情対応報告書」に記入し速やか発注者に提出すること。

ケ アンケートの実施

市民利用日に、受付にアンケート用紙を備え置き、利用者にアンケートへの協力を呼びかけること。

コ 使用料の収納事務

(ア) 使用料について

a 使用料

1時間までにつき大人100円、子供60円

b 使用料の減免

(a) 未就学児、小学生が土曜日に利用する場合は無料とする。

(b) 障害のある方、介護を要する65歳以上の方とその介助者が利用する場合は使用料の半額とする。この場合には、身体障害者手帳、療育手帳等の提示を求め、確認すること。

(c) 団体(20人以上)で利用する場合、使用料の半額又は無料とする場合がある。

※使用料については、別途指示する。

(イ) 事務の取扱い

- a 受託者は、使用料の収納にあたっては、善良な管理者としての注意をもって金銭を管理す

るとともに、正確な事務処理を行わなければならない。

- b 受託者は、発注者から交付を受けた収納事務の受託者である旨の証書を、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- c 使用料の収納時におけるつり銭は受注者が準備するものとし、つり銭不足等を生じないよう十分注意すること。
- d 利用者から収納した使用料は、収納状況を常に確認できるように集計しておくこと。
- e 使用料は、指定金融機関又は収納代理金融機関に原則として翌営業日までに払い込むこと。払い込む際には、発注者から交付を受けた納付書に納付金額を記載して使用すること。又払込みの都度、払込計算書（日計表）を作成しておくこと。
- f 払込み前の現金の保管については、万全の管理体制を構築し厳重に管理すること。
- g 利用者が希望する場合には、受注者の名義で領収書を発行すること。領収書様式は発注者が作成し受注者に交付する。

サ ワンポイントレッスンの実施

利用者がプールをより身近に感じてもらえるよう、泳法指導などのワンポイントレッスンを実施すること。詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(ア) 対象者

小学生以上の初心、初級者 各回 10 名程度

(イ) 実施内容

水慣れ、泳法等のアドバイス

(ウ) 回数及び時間

全 5 回 各回 40 分程度

(エ) 配置指導員

各回 2 名

5 開場期間終了後の業務

- (1) 案内表示等掲示物をはがし、発注者が指定する場所に保管すること。
- (2) ホームページを閉鎖すること。
- (3) プール施設の清掃及び点検を行い、開場期間前の状態に戻すこと。

6 提出書類一覧

- (1) 業務計画に関する次の書類をプール開場期間前に発注者に提出すること。
 - ア 従事者名簿（従事者の氏名、講習会等受講歴及び保有資格を記載したもの。）及び配置計画
 - イ 安全管理マニュアル
 - ウ 加入する保険証書の写し
 - エ その他発注者が定めるもの
 - (2) 完了報告の際には、業務報告に関する次の書類を発注者に提出すること。報告書類はすべて発注者が交付した様式を使用すること。
 - ア 市民利用日における利用者集計表
 - イ 管理日誌（学校利用日用）の写し
 - ウ 管理日誌（市民利用日用）
 - エ 使用料の払込計算書（日計表）
 - オ 回収したアンケート用紙
 - カ 拾得物管理台帳
 - キ 研修、訓練等実施報告書
 - ク 個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書
- ※カ～クについては 2 回目の完了報告時にまとめて提出すること。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

質 問 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

契約番号

契約件名 令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質 問 内 容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「調達公告」又は「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、発注担当課へ電子メールで送信すること（特定調達に係る案件を除く）。

なお、送信した場合は送信した旨を発注担当課へ必ず電話で連絡すること。

提出日を記載 令和〇年 ×月 △日

公募型指名競争入札参加意向申出書

「業者コード」、「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。
 押印の省略が可能です。押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、提出時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

代表者、受任者又は個人を特定できる印

9999999
 横浜市中区本町6-50-10
 横浜契約株式会社
 代表取締役 契約 太郎



又は押印省略し、「本件責任者及び担当者欄」を記載

公表日 令和〇年 ×月 △日 種目名 ○○○○○○○○
 (注意) 種目別に提出してください。

	契約番号	件名
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	○○○○○○○○○○○○○○○
3		
4		
5		

契約番号がある場合は記載してください。

正確に記載してください。

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

原則、固定電話番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも構いません。

責任者	部署名 (任意)	ふり氏	はなこ 花子
	△△営業部	ざいせい	
担当者	連絡先	財政	いっしょう 一郎
	045-1234-5678	よこはま	
担当者	部署名 (任意)	ふり氏	いっしょう 一郎
	同上	よこはま	
担当者	連絡先	横浜	いっしょう 一郎
	045-9999-9999		

代表者氏名と同一の人物である場合も記載してください。

「本件責任者」と同一の人物である場合は「同上」でも可とします。

- (注意)
- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
 - 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
 - 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
 - 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

横浜市	横浜市担当者名	
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 日 月 時 分
	確認方法	横浜市使用欄のため、記載不要です。)・電話・メールアドレス
		F A X 番号・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ⑨※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和4年2月28日 種目名 その他の委託等

(注意) 種目別に提出してください。

	契約番号	件 名
1	—	令和4年度横浜市立子安小学校プール運営等業務委託
2		
3		
4		
5		

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部 署 名 (任意)	<small>ふり</small> 氏	<small>がな</small> 名
	連 絡 先		
担 当 者	部 署 名 (任意)	<small>ふり</small> 氏	<small>がな</small> 名
	連 絡 先		

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

横浜市	横浜市担当者名	
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	本人確認書類 () ・電話・メールアドレス FAX番号・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約番号 _____ 件名 令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

- (注意) 1 案件ごとに提出してください。
- 2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。
なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。
- 3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

誓 約 書

は、令和4年度横浜市立子安小学校プール運営業務等委託の入札に当たり、次の入札参加資格を満たすことを誓約いたします。

《入札参加資格》

過去3か年でプールの監視業務において、受託者の責に帰すべき事由により、重篤な人身事故を起こしていない者であること。

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

記載例
(入札書として使用する場合 (一般競争入札・指名競争入札))

入札 (見積) 書

入札日を記載 令和〇年 ×月 △日

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。押印の省略が可能です。押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、入札時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

所在地 横浜市中区本町6-50-10

商号又は名称 横浜契約株式会社

代表者職氏名 代表取締役 契約 太郎

代表者、受任者又は個人を特定できる印



又は押印省略し、「本件責任者及び担当者欄」を記載

以下の金額で、関係書類を添付の上、横浜市契約規則を遵守し入札 (見積) いたします。

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥マーク止め 税抜き価格	¥	1	2	3	4	5	6	7	

入札 (見積) 書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札 (見積り) を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

契約番号がある場合は記載してください。

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○

正確に記載してください。

※押印を省略する場合のみ 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

原則、固定電話番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも構いません。

本件責任者	部署名 (任意)	ふり 氏	
	△△営業部	ざいせい	はなこ
当 者	連 絡 先	財政	花子
	045-1234-5678		
当 者	部署名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	同上	よこはま	いちろう
当 者	連 絡 先	横浜	一郎
	045-9999-9999		

代表者氏名と同一の人物である場合も記載してください。

「本件責任者」と同一の人物である場合は「同上」でも可とします。

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者名簿確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要)	横浜市使用欄のため、記載不要です。 (本人確認書類 ())
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	電話 () の他 ()

記載例
(見積書として使用する場合(見積合せ・単独随意契約))

入札(見積)書

見積提出日を記載

令和〇年 ×月 △日

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。押印は省略が可能です。押印省略をした場合の「本件責任者及び担当者」の記載も不要です。

所在地 横浜市中区本町6-50-10
 号又は名称 横浜契約株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 契約 太郎

代表者、受任者又は個人を特定できる印



又は押印省略

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札(見積)いたします。

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥マーク止め 税抜き価格	¥	1	2	3	4	5	6	7	

入札(見積)書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札(見積り)を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

契約番号がある場合は記載してください。

件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

正確に記載してください。

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	部 署 名 (任意)	ふりがな 氏 名
本件責	押印省略をした場合でも「本件責任者及び担当者」の記載は不要です。	
担 当		

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者(在籍確認済時)	年 月 日 時 分
	確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要)	横浜市使用欄のため、記載不要です。 本人確認書類() 電話()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- （内訳書及び工程表）
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- （着手届出）
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- （権利義務の譲渡等の制限）
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （著作権の譲渡等）
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくと
委託者が定める。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくと
受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。